

# 令和6年度補正 太陽光発電設備等導入事業費 補助金について

令和7年2月14日

大分県生活環境部環境政策課

# 説明内容

- ▶ 補助金の概要
- ▶ 今までの補助金からの変更点
- ▶ 書類作成・提出にあたっての注意点

# 補助金の概要

- ▶ 今回の補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用したもの
- ▶ 二酸化炭素の削減、エネルギー料金高騰対策のため太陽光発電設備及び蓄電池導入費用の補助を行う
- ▶ 令和6年6月から実施した補助金と要件が一部変更

## 補助金の概要 (予算額)

<u>全体</u>	<u>1億485万円</u>
個人向け（太陽光+蓄電池）	4,837万円
事業者向け（太陽光、太陽光+蓄電池）	3,148万円
蓄電池単体	2,500万円 (個人・事業者あわせて)

一次募集期間：R7.2.12～3.31

一次募集締め切り時点での進捗によっては、予算を再配分します。

# 今までの補助金からの変更点

## ①補助金額

- ▶ 個人向け太陽光発電  
7万円/kW→**3万5千円/kW**
- ▶ 事業者向け太陽光発電  
(通常) 5万円/kW→**2万5千円/kW**  
(賃上げ) 7万円/kW→**3万5千円/kW**
- ▶ 蓄電池 (**変更なし**)  
1/3 (設備費・工事費15.5万円/kWh以下の蓄電池に限る)  
※ハイブリッド蓄電池についてはパワーコンディショナーの料金も含まれます。

# 今までの補助金からの変更点

## ②補助条件

- ▶ 個人向け  
太陽光+蓄電池  
蓄電池単体（補正事業のみ）  
（太陽光単体はなくなりました）
- ▶ 事業者向け（変更なし）  
太陽光  
太陽光+蓄電池  
蓄電池単体（補正事業のみ）
- ▶ 新築は除く（中古住宅を購入する場合は補助対象です）
- ▶ 太陽光発電設備の増設は対象外

	太陽光のみ	太陽光 + 蓄電池	蓄電池のみ
個人	×	○	○
事業者	○	○	○

# 今までの補助金からの変更点

## ③補助上限

- ▶ 個人向け  
なし→**200万円**
- ▶ 事業者向け（**変更なし**）  
200万円
- ▶ 蓄電池単体  
30万円→**50万円**

# 書類作成・提出にあたっての注意点

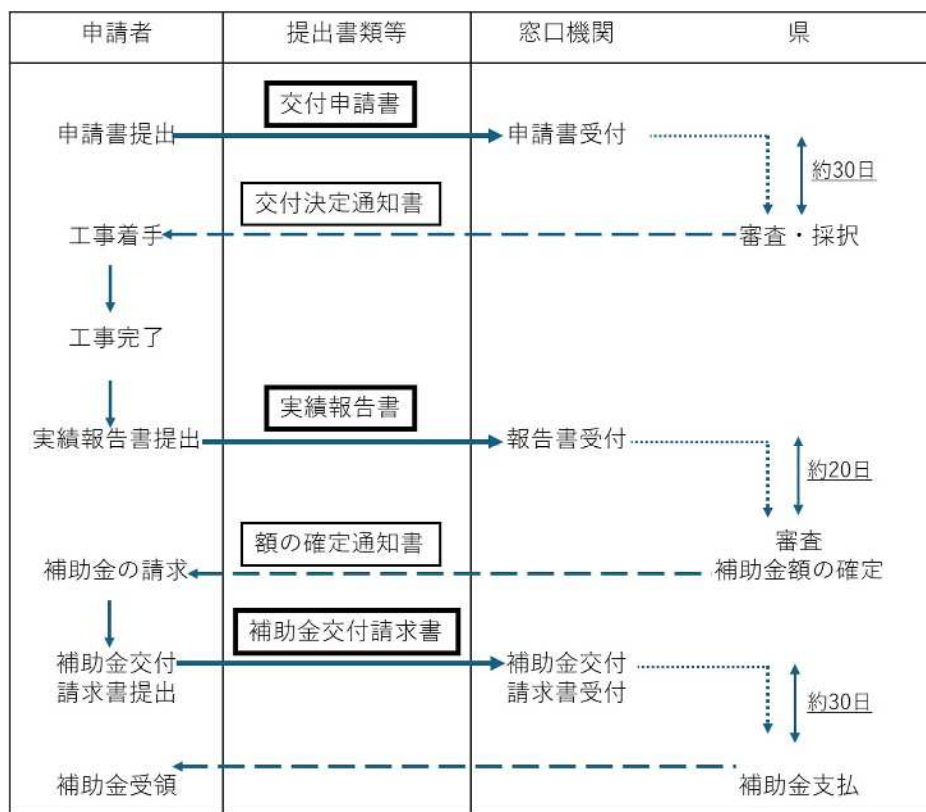
## ①共通事項

- ▶ 令和6年12月13日以前に契約したものは補助金が受けられません。
- ▶ 実績報告が令和8年1月31日までに提出できるものが申請対象です。  
※工事が終わる日ではなく、書類をそろえて実績報告書を提出する期限です。
- ▶ 交付決定が出るまで着工はできません。（契約は可）
- ▶ 太陽光発電設置する場合はFIT、FIPは使えません。
- ▶ 蓄電池単体の場合は、FIT期間中でも対象となります。
- ▶ 補助対象設備にほかの国の補助金を利用することはできません。



# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ①共通事項（申請のフロー）



日数は県に正式に書類が届いてからの営業日数（土日、祝日等を除いた日数）です。  
 なお支払いについては、年度末など繁忙期にはもう少しお時間をいただくことがあります。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ①共通事項（申請書類について）

- ▶ 申請日は添付書類の日付より前にならないようにしてください。  
（例：申請日→3/3 誓約書の日付→3/4は不可）
- ▶ 書類の修正等が生じた場合、交付申請補、実績報告書、請求書の右上の日付を再提出日に修正の上、修正書類と併せて提出してください。
- ▶ 申請書等の住所氏名は申請者の確認書類（法人登記簿、住民票や運転免許証等）と一致させてください。  
（例：住民票等に「1丁目2番3号」とある場合「1丁目2の3」や「1-2-3」は不可）
- ▶ メールで提出する場合は必ずPDF形式にしてください。（WordやExcel等のままでは受け付けられません）

第1号様式の2（第3条関係）

脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書  
【個人用】

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者  
（郵便番号                    ）  
住所  
氏名  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度において、下記のとおり脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ②交付申請（添付書類）

- ▶ 誓約書  
記載ミスがないようにしてください。（後で記載ミスが発覚した場合、補助金の支払いが大幅に遅れたり、最悪お支払いできない場合があります）  
※ふりがなのミスが極めて多いため、代理人に依頼する場合はふりがなを正確に伝えてください。
- ▶ 個人の本人確認書類  
「住所」「氏名」「生年月日」「性別」以外の情報は不要です。住民票やマイナンバーカードの写しを提出する場合、**不要な個人情報**（本籍やマイナンバー等）は消してください。
- ▶ 見積書  
同じ製品（同一品番）、同じ数であることがわかる見積を2社以上からもらってください。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ③変更申請

- ▶ 実績報告書の提出が交付申請の際に記載した**事業完了予定日を過ぎる場合はあらかじめ変更申請が必要です**。  
(交付申請時に十分猶予をもった完了予定日を設定してください)
- ▶ 導入設備の変更等に伴い、**補助額が変更になる場合は、工事着手前に変更申請が必要です**。(補助額の変更が伴わない設備の変更は、変更申請不要です)

第1号様式の2(第3条関係)

脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付申請書  
【個人用】

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

申請者

(郵便番号 )

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

令和 年度において、下記のとおり脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業を実施したいので、脱炭素に向けた太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額(千円未満切り捨て) 円

3 事業完了予定日 令和 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書(第2号様式の2)

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告

- ▶ 報告日は添付書類の日付より前にならないようにしてください。  
(例：報告日→12/3 請求書の日付→12/4は不可)
- ▶ 変更申請が必要ない範囲での変更があった場合は、変更前をかつこ書きにして併記してください。また任意様式で変更の理由を記載の上提出してください。
- ▶ **事業完了日は売電契約書または系統連系に関する契約書の日付**となります。
- ▶ 設備設置前の写真が必要となりますので、工事前に必ず写真を撮影してください。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

- ▶ 領収書または請求書  
以下の情報がわかるものを提出してください
  - ・領収（請求）日
  - ・相手先が申請者であること
  - ・領収（請求）社名
  - ・補助対象設備（太陽光、蓄電池）の領収（請求）であることがわかる記載
  - ・領収（請求）金額（※補助対象経費未満となっていないこと）
- ▶ 完成写真
  - ・設置前後でなるべく同じ画角で撮影すること
  - ・A4サイズで印刷した際に蓄電池、パワーコンディショナーの型式が読める拡大写真を添付すること（解像度やピントにも注意してください）
  - ・太陽光発電設備全体が写真に納まらない場合等は納品書や出荷証明書等設置枚数がわかる書類を添付すること

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

- ▶ FIT制度及びFIP制度の認定を受けていないことを証する書類
  - ・基本は**売電契約書の写し**です。
  - ・契約する電気事業者によっては契約書が出ない場合もありますので、「**申請者名**」「**住所（設置場所）**」「**FITでないこと**」がわかる書類で代替できます。
  - ・契約書ができるまで1か月以上かかる場合がありますので、早めに申請してください。
  - ・契約者と申請者が異なる場合は関係性がわかる書類をお願いすることがあります。
- ▶ 系統連系に関する契約書の写し  
売電ありの場合は発行されないこととなりました。売電なしの場合のみ提出してください。  
※系統連系は遅くとも12月中旬頃までに実施してください。

# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ④実績報告（添付書類）

### ▶ モニター写真

- ・スマホアプリやWeb上のものでも可
- ・申請者の名前（名字のみでも可）がわかること
- ・太陽光発電が稼働していることがわかるようにすること
- ・蓄電池が太陽光発電設備から充電していること、自宅に放電していることがわかるようにすること



# 書類作成・提出にあたっての注意点

## ⑤補助金交付請求書

- ▶ 記載内容に誤りがないようにしてください
    - ・口座番号（7桁未満の場合は頭に0を追加）
    - ・支店名（通帳の支店名をご記入ください）
    - ・フリガナ
- ※誤りがある場合はお支払いが大幅に遅れます

# 窓口委託事業者

## 一般財団法人 大分県建築住宅センター

〒870-0003

大分県大分市生石二丁目1番30号

TEL : 097-537-0300

E-mail : taiyoko2024-hosei(a)okjc.or.jp

窓口対応時間 : 8時30分～16時00分（月曜日～金曜日、祝日を除く）

※メール送信時は(a)を@に置き換えてください